

Vol. 261

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakano-houjinkai.or.jp>

掲 示 板 (1~3月行事予定表)



※下記の予定は、12月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場
1 月	5日(月)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
	8日(木)	16:00~17:00 署長講演会	リーガロイヤルホテル東京
	//	17:10~18:00 新年賀詞交歓会	リーガロイヤルホテル東京
	//	18:00~19:30 祝賀会	リーガロイヤルホテル東京
	14日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	中野法人会館
	15日(木)	13:30~16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	16日(金)	18:00~20:00 新年初顔合わせ会	三河屋
	22日(木)	16:00~17:00 広報委員会	中野法人会館
2 月	2日(月)	13:30~16:00 無料法律相談	中野法人会館
	3日(火)	13:30~16:00 書き方説明会	中野法人会館
	4日(水)	16:00~17:00 経営塾第4弾「確定申告」	中野法人会館
	5日(木)	18:00集合 第11回親睦ボウリング大会	高田馬場グランドボウル
	6日(金)	17:00~18:00 第6回研修会 租税教育講師養成講座	中野法人会館
	12日(木)	16:00~17:30 経営塾第5弾「事業承継」	中野法人会館
	16日(月)	9:30~ 生活習慣病健診	なかのZERO小ホール
	//	10:00集合 確定申告期 駅頭PR活動	中野駅南口周辺
3 月	25日(水)	9:30~ 生活習慣病健診	なかのZERO小ホール
	2日(月)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
	4日(水)	10:30~11:30 厚生共益事業委員会・公益事業委員会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	11:30~12:00 女性部会役員会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	5日(木)	10:30~11:30 税制税務委員会	中野法人会館
	6日(金)	18:00~19:00 青年部会役員会	中野法人会館
	8日(日)	未 定 中野ランニングフェスタ2026	四季の森公園
	10日(火)	11:00~12:00 総務委員会	中野法人会館
月	11日(水)	10:30~11:30 組織委員会	中野法人会館
	24日(火)	16:45~17:45 理事会	中野区役所ナカノバ
	//	18:00~20:00 新入会員特別研修会・交流会	中野区役所ナカノバ
	25日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	中野セントラルパークカンファレンス
	26日(木)	13:30~16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	28日(土)	未 定 第8・9支部日帰りバス研修会	未定

1月号の目次

『新春対談（福永署長・横山会長）』

2026 VOL.261

年頭の辞(横山会長)	3	令和8年度税制改正に関する提言	10
令和7年度納税表彰式	3	第41回法人会全国大会(高知大会)	11
新春対談 中野税務署 福永署長	4~5	本部だより	
中野法人会 横山会長	4~5	(税務研修会・実務講座・年調説明会・にぎわいフェスタ)	12
謹賀新年 中野都税事務所 福留敬一様	6	本部・部会だより	
都税だより&税務功労者感謝状贈呈式	6	(青年部会・川柳コンクール入賞発表・作文入賞作品)	13~14
税務署だより(確定申告会場のお知らせ)	7	第16回税に関する絵はがきコンクール入賞発表	15
知つとくと得情報(税の豆知識)(山岡税理士)	8~9	会員事業者紹介表	16
● 表紙 (写真説明)		「Determination」 (株エイム 山内尚人氏)	

発行所 (公社) 中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

中野法人会の 無料法律相談

完全予約制!!
(まずはお電話を…)

実施日時:1/5(月)、2/2(月)、3/2(月) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当)三國・下島

年頭の辞



新年あけましておめでとうございま
す。

皆様におかれましては、希望に満
ちた新年をお迎えになられましたこと
と、心よりお慶び申し上げます。

平素は中野法人会の運営に多大
なるご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年の活動を振り返りますと、各支部では日帰りバス
研修会や懇親会、青年部会ではFamily & Friends
Day、女性部会では懇親会を開催いたしました。

また、親睦チャリティゴルフコンペにつきましては66名
のご参加をいただき、会員同士の親睦を深める機会と
なりました。

社会貢献活動につきましては、8月の鷺宮盆踊り大
会、10月の野方地区祭りにおいて税金クイズを実施し、
11月には住友不動産中野駅前ビル「中野ナカノサウス
テラ」2階広場で開催された「中野にぎわいフェスタ」
に参加し、100名の小中学生に税金クイズを行いました。

青年部会による租税教室は、区内15校の小学校で
実施することができました。

女性部会の絵はがきコンクールには区内12校から
313作品の応募を、税制税務委員会主催の「税に関する川柳コンクール」には131作品の応募をいただき、
大変嬉しく思っております。

さて、本年度の目標として、第一に「会員増強推進」

を掲げております。

近年では、紹介による入会のみならず、自発的に入
会される方が増えております。「経営者の悩みは、経
営者同士でないと分からぬ」という言葉のとおり、法
人会は経営者同士が交流し、相談し合える貴重な場
でございます。まずはご入会いただき、各事業へ参加
していただくことで“仲間づくり”を進めてまいりたいと存
じます。

第二に、支部活動・部会活動のさらなる活性化でござ
ります。

本会としても全面的に応援してまいりますので、昨年
同様、積極的な活動をお願いいたします。

法人会では、変化する税制や制度に対応した研修
会の開催、経営者同士が情報交換できる交流の場の
提供など、皆様の経営に資する事業を引き続き展開し
てまいります。本年もより一層のご利用をお願い申し上
げます。

また、法人会の基本指針である「企業経営および
社会の健全な発展」「納税意識の向上」に基づき、
会員企業の発展と組織の充実強化を図りつつ、公益
社団法人としての使命を果たすべく、関係機関と連携
を密にしながら、各種事業の推進に努めてまいります。

何卒、ご理解とご協力を願いいたします。

結びにあたり、皆様のご健勝と、企業のますますの
ご発展を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたし
ます。

令和7年度 納税表彰式



11月18日、明治記念館において「令和7年度 納税
表彰式」が執り行われました。

尚、高須英和様（納税貯蓄組合連合会）、土谷正剛
様（東京税理士会中野支部）、株式会社レオパレス21
も中野税務署長感謝状を受彰されました。

受彰された皆様に、心よりお祝い申し上げます。

《中野税務署長表彰》

(順不同)

大島 昭子様 (理 事)
谷津 和広様 (理 事)



納税表彰式



大島昭子様



谷津和広様



米持大介様



松原美紀子様

《中野税務署長感謝状》

(順不同)

米持 大介様 (理 事)
松原美紀子様 (理 事)



新春対談



司会（広報委員長）：新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願ひ致います。

今年も、新春対談を企画させて頂きました。

福永署長、横山会長、どうぞよろしくお願ひ致します。

会長：新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。

署長：新年明けましておめでとうございます。

横山会長をはじめ役員、会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

●中野税務署に赴任して

司会：福永署長は、昨年の異動で中野税務署に赴任されましたが、中野税務署での勤務のご感想を教えてください。

署長：中野税務署は、現在仮庁舎ですが、新しい建物で、通勤の便もよく、職員からも人気の署の一つではあります。また、職員100名余りが勤務していますが、1フロアのため、職員同士の距離感が近く、毎朝署内を回り、職員一人一人の顔を見るのを楽しみにしています。

司会：中野区の印象はいかがでしょうか。

署長：中野区は、新井薬師梅照院や哲学堂公園など歴史的な建造物と「サブカルの聖地」とも称される中野ブロードウェイなどが混在するとても興味深い街だと感じました。

私が駅周辺を歩いていても、訪日外国人も多く見られ、インバウンド消費の活発さも肌で感じられます。

更に、現在は中野駅周辺の「100年に1度の再開発」といわれる大規模な再開発が進んでおり、これからの中野区の発展を見られることを楽しみにしております。

●会長として1年を振り返って

司会：さて、横山会長は就任されて5年目になりますが、昨年を振り返っていかがだったでしょうか。

会長：昨年は従来の「四季の森・にぎわいフェスタ」が5月になり、「わんぱく相撲と重なってしまい大変でしたが、青年部会・女性部会・親会役員の皆さんの努力で、盛況の基に開催することができました。

11月にナカノサウステラで開催された「中野にぎわいフェスタ」では法人会のみ2階で税金クイズを行いましたが、用意した品物は予定時間前に全て提供でき、盛況に開催することができました。

また、青年部会では「租税教室」を15校で開催し、1,300人を超える児童の皆さんに税の大切さを伝え、女性部会の「絵はがきコンクール」では300以上の応募をいただきましたなど、子供たちが税について考える良いきっかけ作りができました。

各支部における社会貢献活動も色々な工夫をして頂き、全体の参加人数が増えるなど、かなり活発に行うことができました。

昨年は、初めて8月の理事会において、区役所内の「ナカノバ」を使用しましたが、交通の便がよいため、参加者が増えました。

開催の規模にもよりますが、今後も「ナカノバ」を利用ていきたいと思いました。

●今年の抱負

司会：それでは年頭ということで、福永署長から今年の抱負をお聞かせください。

署長：本年は干支のうえでは「丙午」（ひのえうま）となります。

丙午の年は火事が多いなどの迷信もあります。しかし、言葉を分解しますと丙は、太陽を表し「周囲を明るくする輝き」や「活発さ、決断力などのエネルギー」を象徴する言葉であり、午は「明るく元気」や「挑戦心旺盛でリーダーシップを發揮する」という意味があります。

つまり、丙午となる令和8年は新しいことに挑戦し、活発に活動するにふさわしい年であると考えます。

近年のデジタル化やグローバル化の急速な進展し、経済社会全体の構造転換期を迎える中で税務行政を



(左から木村広報委員長・横山会長・福永署長様・上運天副署長様)

取り巻く環境も大きく変化しております。
国税当局としましても、大幅なシステム運用の導入を行うなど、新しいことに挑戦を行い、納税者の皆さまの利便性の向上に努めています。

●今年の確定申告について

司会：続いてこれから始まる令和7年分の確定申告について教えてください。

署長：本年の中野税務署の確定申告会場は、昨年の中野セントラルパークカンファレンスから、中野区産業振興センターに変更となります。

確定申告会場での相談は、LINEでの「オンライン事前予約」を行っていただくと非常に便利です。

また、マイナポータル連携をしていただくと、該当項目が自動入力されるなど、確定申告もますます便利になっております。

法人会の会員の皆さまにおかれましては、自宅からのe-Taxによる確定申告を行っていただきますようお願いします。

●本年も更なる会員増強！

司会：それでは横山会長より新年の抱負を語って頂きたいと思います。

会長：やはり、会員増強が一番大事だと考えています。中野区は南北に細長く地域によって、会社所在の環境もかなり違いますので、各支部の勧誘対策もそれぞれ地域に合ったものを考えていただければと思っています。

また、公益比率に気を付けながら、各支部・各部会の会員相互の親睦を図るための活動を積極的に行いたいと思っています。未加入法人の方などを親睦活動にお誘いしたこと、入会した事例も聞いております。

●中野を堪能

司会：さてここで福永署長のアフターファイブ・休日の過ごし方、趣味等をお聞かせ頂けますか。

署長：アフターファイブは、署員と一緒に中野グル

メを堪能しております。

趣味は、国内車旅で2ヶ月に1回程度、温泉とお酒と料理を楽しみリフレッシュしています。
また、週1回のジム通いで健康維持を図っております。

●酒と肴

司会：それでは横山会長のアフターファイブ・休日の過ごし方、趣味等をお聞かせ頂きたいと思います。

会長：飲みながら、美味しい料理を食べるのが一番の楽しみです。家飲みもしますが、後片付けが面倒なので、最近はお店に行く回数が増えました。

休日などは、少し前まで自分で釣ってきた魚を自分で料理していましたが、今では釣りに行っても、宿で調理してもらい、酒と料理と温泉を楽しんでおります。

●中野法人会に期待すること

司会：最後に福永署長から法人会に期待することはありますか。

署長：昨年は、コロナ禍以降4年ぶりとなる「中野通り桜まつり」での税金クイズをはじめ、数多くの中野区内のイベントにおいて、税知識の普及に貢献いたしましたほか、小学校15校への租税教室の実施及び絵はがきコンクールの作品応募など、積極的に会活動を展開していただきました。

本年におきましても、中野法人会の皆さまとの関係を大切にし、納税者の皆さまの利便性の向上及び税務行政の円滑な運営のために、ご協力いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：福永署長、本日はお忙しい中誠にありがとうございました。

今年の中野法人会は、より活発的に活動し、中野を照らす太陽となれるよう頑張って参りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願い致します。





謹 賀 新 年

中野都税事務所

所長 福留 敬一

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

令和8年の新年を迎え、公益社団法人中野法人会の皆様に心よりご祝詞を申し上げます。

横山会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、東京都の税務行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、平素より正しい税知識の普及や適正な申告・納税の推進など、納税意識の高揚と企業経営の健全な発展にご尽力いただいております。皆様が地域社会に果たされている大きなご貢献に、深甚なる敬意を表します。

さて、東京都では「2050東京戦略」に基づき、成長と成熟が両立する『世界で一番の都市・東京』の実現に向け、全庁を挙げて戦略的な取組を進めております。気候変動や少子高齢化、国際競争力の低下など、都が直面する課題に対し、AI技術をはじめと

する新たな手法を積極的に活用し、局や政策分野を越えた先進的な施策の展開や、都民の「手取り時間」の確保など、徹底したDX化を念頭に置いた都政運営を推進しております。

東京都主税局におきましても、税務のDXによる業務効率化や生産性向上を図り、「納税者へのサービス品質の向上」を目指した改革を強力に推進しております。具体的には、スマートフォンによる電子申請システムの導入、各種手続きのワンストップ化、キャッシュレス納税の拡充など、納税者の皆様に利便性とサービス向上を実感いただける施策を進めております。

中野都税事務所におきましても、こうした取組を着実に実施するとともに、納税者の皆様に寄り添った親切・丁寧な対応を心掛け、適正・公平な賦課徴収の推進と効率的な事務運営に努めてまいります。

本年も引き続き、皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中野法人会並びに会員の皆様にとりまして、この一年が実り多き年となりますよう心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



都 稅 だ よ り



中野都税事務所

都税についてのお知らせ ~23区内に償却資産をお持ちの方へ~

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和8年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和8年2月2日(月)

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧いただけます。

東京都主税局 儻却資産



償却資産の申告には、

**電子申告(eLTAX:エルタックス)も
ご利用できます**

eLTAX ホームページ

エルタックス



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー



おめでとうございます
令和7年度
税務功労者
感謝状贈呈式
11月21日
(於: 中野都税事務所)



石井正幸様(参与)

おめでとうございます
令和7年度
東京都税務功労者
主税局長表彰式
10月29日
(於: 都庁第一庁舎)



鳥居憲夫様(参与)

税務署だより

令和7年分 確定申告のお知らせ



《来場をお考えの方へ》

令和7年分の確定申告会場は、中野区産業振興センターに変更となりました。

会場	中野区産業振興センター（中野区中野2-13-14）
開設期間	2月16日（月）～3月16日（月）※ 土、日及び祝日を除く。 ※ ただし、3月1日の日曜日はベルサール渋谷ファーストで開場します。
相談時間	午前9時15分から午後5時まで（受付は午前9時から午後4時まで）
事前予約	確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。 ※当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、無くなり次第終了となりますので、LINEによるオンライン事前予約をご利用ください。
留意事項	・中野区産業振興センターの駐車場及び駐輪場は使用できませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。



《申告書等の郵送での提出先》

〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室（中野税務署）

知っとくと得 情報 =税の豆知識=



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしくお願ひいたします。

さて、新年号であります今回は、巷でささやかれてる「2040年問題」について説明したいと思います。**2040年問題**とは、日本が超高齢化社会に直面して生じる様々な社会問題の総称です。

国立社会保障・人口問題研究所が2023年に発表した「日本の将来推計人口」によると、2040年の日本は65歳以上の高齢者が全人口の34.8%に達するとみられています。逆に15歳～64歳の生産年齢人口は、2025年時の推計と比較すると1,096万人も減少します。

WHO（世界保健機関）と国連は、65歳以上の人口（老人人口）が総人口の21%を超えた社会を超高齢化社会と定義していますが、日本は2007年の段階で既に超高齢化社会に突入しています。2040年の日本は、その超高齢化社会をはるかに超えた高齢化社会に突入すると見られています。

こうした2040年の人口構成の変化により、医療、介護、年金などの社会保障やインフラの維持が困難となるほか、労働力不足から経済が縮小するなどの問題が出て来ると予想されています。

1. 2025年問題や2035年問題と違う点

2040年問題について理解するには、その前に迫っている2025年問題やその後の2035年問題についても理解を深める必要があります。

(1)2025年問題とは

2025年問題とは、団塊世代が全て後期高齢者である75歳以上となり、全人口の17.8%にあたる約2,180万人に達することで顕在化する社会問題の総称です。

医療費や介護費などの社会保障費が急増するほか、高まる介護需要に対し約32万人もの介護人材が不足すると予想されています。

(2)2035年問題とは

2035年には、団塊世代が全て85歳以上に達し、高齢者の急激な増加と同時に現役世代の減少が進みます。この年に介護業界に求められる人材は約297

税理士
山岡 修治
〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



万人ですが、実際に供給できる見込みの数は約228万人にとどまり、約69万人が不足する計算です。さら医療・介護需要は高まり社会保障費が増加、現役時代の税負担が大きくなり過ぎれば、社会保障の仕組みそのものの持続が難しくなります。労働力不足は介護・医療関係にとどまらず、多くの企業が厳しい採用競争を繰り広げ、労働者を獲得するため新たな働き方の模索や環境の整備が必要になります。

2. 2040年問題とは

2040年問題とは、1970年代前半生まれの団塊ジュニア世代（第二次ベビーブーム世代）が高齢者となることによって起きる日本の社会問題の総称です。2040年代には日本の高齢者人口がピークを迎える一方で、労働の担い手となる現役世代の急速な減少が試算されています。その結果、経済成長の鈍化や社会保障制度への負担増加が避けられない状況にあります。

このような課題に対応するためには、高齢者の労働参加の促進や、外国人労働者の受け入れ拡大といった施策が求められます。また、地方の活性化によって都市圏への人口流出を抑制し、子育て支援を強化することで出生率の回復を図ることも不可欠です。こうした包括的な取り組みを進めるためには、政府と民間企業が連携し、短期的な対処ではなく、長期的かつ持続可能な社会の構築を見据えた戦略的対応が求められます。

3. 2040年問題が及ぼす影響

(1)社会保障給付と負担の見直しの必要性

2040年には全人口が1億1千万人ほどになり、そのうち65歳以上の高齢者が34%以上に達し、さらに後期高齢者である75歳以上の人口は20%以上にまで上昇すると予測されています。

同時に、生産年齢人口（15歳～64歳）は2040年には53.9%まで低下する見込みで、2025年の推計と比較するとさらに1,096万人減少します。高齢者の増加に伴い医療・介護に関する社会保障費が増大する一方で、生産年齢人口の減少により納税者は減

少し、社会保障制度に対する一人当たりの負担は増加することになります。

(2)医療介護人員の不足

2035年には団塊世代が全て85歳以上になり、需要が高まる介護業界で必要な人材は約297万人と試算されており、現状では約69万人の不足が予測されています。これは2025年時点の介護人材不足(約32万人)を大きく上回る数字であり、介護の人手不足は急速に拡大します。

(3)公務員の不足

2040年には高齢者の急増に伴い医療・介護、福祉など公共サービスの需要が急増するほか、老朽化したインフラ整備も社会問題化すると予測されています。しかし、生産年齢人口は減少しており、企業でも採用を急ぐ中で、地方自治体の職員をはじめとした公務員の確保は困難になると見られています。公務員の不足は公共サービスやインフラの機能低下などの問題に繋がるため、持続可能な社会のためにも対策が必要です。

(4)労働人口の減少による経済の縮小

国内の生産年齢人口(15歳～64歳)は2025年の推計から2040年までに約1,096万人の減少が予測されています。この急激な減少により労働力不足が深刻化すれば、経済全体の生産性低下を引き起こし、国内総生産(GDP)の伸びは鈍化、経済全体が縮小していく可能性が高まります。

(5)企業の人手不足

高齢化や生産年齢人口の減少が原因となり、様々な産業や業種において労働力不足が問題になると予想されています。これが進むと採用コストの上昇はもちろん、生産性の低下や業務の遅延、サービスの品質低下などが起こり、企業の競争力が低下する可能性があります。

4. 個人が2040年に備えてとるべき対策

2040年問題は少子高齢化に伴う様々な問題が折り重なっており、将来の個人の生活にも大きく影響を与えるかねない深刻なものです。そのため個人レベルでできる備えや対策を実行することも大切です。

(1)資産形成と老後の備え

(2)健康の維持

(3)スキルの向上とキャリアプランの見直し

(4)住まいや生活環境の見直し

(5)コミュニティ参加と人間関係の構築



「出生率と合計特殊出生率」

「出生率(普通出生率)」とは人口1,000人当たりの1年間の出生数を表したもの。日本では厚生労働省がまとめており、出生数を人口で割り1,000を掛けて計算されます。



「合計特殊出生率」とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。それぞれの年齢の女性が、その年齢のときに産んだ子どもの出生率を、15歳～49歳まで合計したもの。

合計特殊出生率は、一人の女性が一生の間に産む子どもの数が分かれます。

出生率は、一定期間に生まれた子どもの数を人口で単純に割ったものに対して、合計特殊出生率は、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数が分かれます。

合計特殊出生率は、その国や地域の人口の増減の予測に役立ちます。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 2月2日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出 2月2日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付 1月13日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- ・国税／11月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 2月2日
- ・国税／5月決算法人の中間申告 2月2日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 2月2日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 2月2日
- ・地方税／給与支払報告書の提出 2月2日

2月の税務と労務

- ・国税／令和7年分所得税の確定申告受付 2月16日～3月16日
(還付申告は申告期限前でも受け付けられます)
- ・国税／贈与税の申告受付 2月2日～3月16日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・国税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月2日
- ・国税／6月決算法人の中間申告 3月2日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 3月2日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 3月2日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

法人会からの提言

意見広告

税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされました。社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。



(注)当初予算ベース 財務省資料から引用



会長 斎藤 保
株式会社IHI特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家の課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では容易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を發揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される経減税率の特例15%の本則化・適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」・「少額減債償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充・本則化
- (3) 債却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、資金要件は3年内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々嵩んでおり、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができるよう、問題を抱える事業者を対象とした事業承継税制の創設

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない場合の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は経減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除可能）の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）の延長 等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。会員は各県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の施策ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・改善に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の措置や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への相続税インボイス活動、さらには企業の経営コンサルティング向上に寄与する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に貢献するための「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を柱にした企業の活力向上をもたらす税収の増加、適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。『健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。』

公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに
掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



全法連 第41回法人会全国大会(高知大会)

高知大会 10月16日(木)
(於:高知県立高知県民文化ホール)

第1部 記念講演

演題:変化の時代の経営、
危機をチャンスに



講師の都築富士男氏

第2部 式 典

開会の辞

国歌斉唱

来賓紹介

主催者挨拶

来賓祝辞

表彰状贈呈

税制改正提言の報告

青年部会による租税教育活動の報告

青年部会による健康経営活動の報告

大会宣言

閉会の辞

第3部 懇親会



斎藤全法連会長



江島国税庁長官



西森高県副知事



桑名高知市長



会場にて記念撮影



参加された皆様



1日目、懇親会(於:土佐料理 司 本店) これから高知大会へ向かいます! 高知県はりまや橋にて記念撮影



香川県琴平町金刀比羅宮

支 部 だ よ り

活発な社会貢献活動を展開!=!

10月18日 《第3支部》第48回野方地区まつり(小学生を対象に税金クイズ 於:中野区立北原小学校)



～～～ 応援いただいた皆様 ～～～

～～～ たくさんの小学生に税金クイズに参加していただきました ～～～

10月24日 《第6支部》第20弾 JAZZライブ&ダイニング 神楽坂の夜会3



三橋支部長



司会:山内副支部長



乾杯:木村副会長



おなじみヒロ川島氏による演奏



～～ 第6支部の皆様 ～～



中継:小峰副支部長

本 部 だ よ り

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

副署長講話 並びに 税務研修会 (10月10日&10月14日 於:法人会館+WEB)



～～ 10月10日 参加された皆様 ～～



～～ 10月14日 参加された皆様 ～～



上運天副署長様



石井審理担当上席様

「第33回法人税実務講座」&「第34回源泉所得税実務講座」(10月23日 於:法人会館)

実務講座に参加して ~今後の実務に活かします~

キリングループロジェクツ(株) 家田 優子

先日、法人会主催の年末調整実務講座を受講しました。本年は法改正点や注意すべき事例が多く、戸惑っておりましたが、講師の方がポイントを示して説明いただき、理解が深まりました。

特に、基礎控除の合計所得金額に応じた段階的な改定や、扶養控除等の所得要件の見直しなどの具体例や、源泉徴収票や扶養控除申告書のチェックすべき留意点も解説があり非常に参考になりました。

今後は学んだ知識を社内マニュアルに反映させ、

講師:(中野税務署) 石井審理担当上席様・渥見審理担当上席様
年末調整の処理精度と業務効率の向上を図りたいと考えています。

次回はケーススタディ中心の応用編もあればぜひ参加したいです。



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～



～～～ 参加された皆様 ～～～

中野法人会経営塾 第二弾 (令和7年分年末調整説明会)

(11月6日 於:中野セントラルパークカンファレンス1F)



活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ2025に参加

11月9日 税金クイズなど実施 (於:ナカノサウステラ2階広場)



～～ 応援していただいた皆様(署長)と ～～



税金クイズに
参加された皆様



受付&
受渡の様子



中野法人会名入りの
風船配布を実施

本部だより

11月11日 税を考える週間 『PR活動』



11月11日 中野法人会 福利厚生事業

第11回親睦チャリティゴルフコンペ (於: プレステージカントリークラブ)



優勝: 磯部直亮様 準優勝: 松澤好男様 第3位: 八幡宏一様 女性優勝: 馬鈴麗様 ～～ 参加された皆様 ～～

中野法人会経営塾 第三弾(法律セミナー) (11月13日 於: 中野法人会館&WEB)

◆ 改正育児介護・休業法について ◆

～仕事と育児、介護の両立支援のために企業が取り組むべきこと～
昨今の育児休業や介護離職につきまして具体例を交えて
ご説明いただき、とても分かりやすく濃い内容の研修会で
した。宮川先生ありがとうございました。



～～ 会場&WEBにて参加された皆様 ～～ 講師: 宮川先生

『税を考える週間・秋の講演会 中野信子氏』を招聘し開催 (11月26日 於: 中野セントラルパークカンファレンスB1)



～～～～～ 100名を超す参加された皆様 ～～～～～ ～～ 正副会長と先生 ～～ ～～ 花束贈呈 ～～

部会だより

《女性部会》

10月23日 懇親会を開催

京懐石 みのきち&テーブルマジック (於: 新宿住友ビル2F)



平澤部会長 司会: 谷津副部会長 中継: 松原副部会長 マジックショー: 大西謙一氏



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～

～ 目の前で繰り広げられる不思議に、皆様、興味津々です～

本部・部会だより

《青年部会》Family & Friends Day 2025 (10月26日於: バルめし山田 都立家政)



ご家族やご友人をお招きし、33名の皆さんとともに心温まる交流を楽しみました

第39回法人会 全国青年の集い(山梨)



11月20、21日当会から佐野部会長始め8名参加

音と光のフェスティバル



11月15日 (於: 平和の森公園)

《第14回 税の川柳コンクール》

応募作品(131点)から税制税務委員会の役員と理事の皆様に選考して頂きました。

・税の無駄	ここに極まる
中野法人会 会長賞	サンプラザ
税金を 納めて作る	世の未来
税制税務委員会推薦による	未来地図
中野法人会 会長賞	集めて築く
優秀賞	みんなから
・電子化で 親の求めで 顔合わす	ふるさとに 納めて届く
・副業で 税もスキルも 二刀流	米と肉

東法連(第4ブロック 税教室)



11月17日 佐野部会長・米持副部会長・吉永副部会長が参加(於:愛児の家)

“税の作文コンクール”入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【命を救う税金の恩恵】

中野区立明和中学校 3年 大野 澄怜

「救急車を呼んで!」

その言葉は数年前、母が弟に放った言葉だ。ある平日の小学校に行く準備をしていた朝、姉が急にお風呂の中で倒れた。意識を失った姉に血の気が引いた。“表彰式(12月3日 於:区役所内)”そしてサイレンを鳴らしながら救急車が到着し、完全に不安は除かれなかったものの、少しだけ安心したことを覚えている。



親族や友人、出かけた先の知らない人に救急車が必要になり助けを呼んだことがある、という人も多いのではないだろうか。救急車は緊急性の高い症状の人を病院へ運び命を救ってくれる、税金からの恩恵である。しかし、私たちが無償で使用できることは決して当たり前なことではない。

日本を含めて救急車を呼ぶことが無償である国は極めて稀であり、海外では救急車を呼ぶのに数万円もかかることがある。例えばドイツでは約2万円から7万円、アメリカでは約4万円、さらに手術が行われるなどした場合は100万円近くかかることがあるのだ。そういう場合、経済的な余裕がないと救急車を呼ぶことに躊躇を覚え、不本意ながら大切な人の命を危険に晒してしまうことがあるかもしれない。そういう点で、税金に救急車の費用を負担してもらうことは、私たちにとってためらうことなく助けを呼べるありがたいことだと言えるだろう。

その一方で、救急車を気軽に呼べるということには残念ながら問題点があるのだ。東京消防庁の令和5年度のデータでは令和3年度以降、出動件数が増え続け91万8311件となつた。これは救急車が34秒に1回出動していることになる。そしてその膨大な件数の内軽症者が占めるのは54.2%、半分以上である。救急車の1回の出動には約4万5000円がかかるとされている。それはやはり税金から出されているので、計算すると救急車に関する事だけで、年間1億円以上必要のないことに税金が使われていることになるわけだ。本来、国民の生活を豊かにするための税金がこのように消費されることは税金の無駄遣いといえるのではないだろうか。

近年、日本では救急車を有料化すべきという声が多く上がっており、実際いくつかの自治体では緊急性のない症状に費用を請求するなどの取り組みを行っている。導入することで不用意な出動が抑えられ、税金が無駄に使われることが少なくなるし、本当に必要な人へ出動しやすくなる。しかし、これでは有料である国と同じ問題が起きてしまう。

私は救急車が私の姉を助けてくれたように、全ての人の命を救ってくれるものであってほしいと考えている。税金はみんなのために使うものだから、必要な人へしっかりと届けられるように一人一人が考える必要があるだろう。私も税金を無駄遣いせず、税金が私たちの生活を豊かにしてくれるものであるように考えて生活したい。

第16回「税に関する絵はがきコンクール」

入賞作品の展示	
12/9～ 12/25	西武信用金庫 本店1階
1/6～ 1/30	中野駅ガード下ギャラリー (夢通り)

中野税務署長賞



桃園第二小学校
蜷川 希衣 様



10月23日 審査会
(於:中野セントラルパーク西武信用金庫会議室2F)

最優秀学校賞



中野区立鷺の杜小学校
殿



(表彰式 12月3日 於: 中野区役所)

中野都税事務所長賞



武蔵台小学校 嶋田 理花 様

中野区長賞



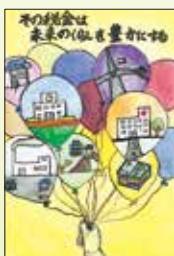
鷺の杜小学校 穂積 なつめ 様

中野租税教育推進協議会 会長賞



桃園第二小学校 小松 胡華 様

中野法人会 会長賞



南台小学校 佐藤 優輝 様

(青年部会推薦による) 中野法人会 会長賞



桃園第二小学校 小山 季歩 様

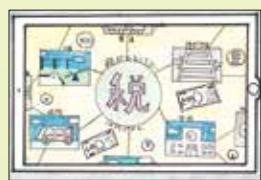


鷺の杜小学校 戸田 光亮 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



南台小学校 川村 優花 様



南台小学校 児玉 彩佳 様



鷺の杜小学校 鈴中 志保 様

会員事業者紹介

かぶしきがいしゃ がりばー 株式会社 ガリバー

業種：不動産業

代表者 吉川 健一 (よしかわ けんいち)
所在地 〒164-0012
 中野区本町6-27-8-103 F号室
TEL 03-3388-4588
FAX 03-3388-4577
URL <https://gulliver-nakano.jp>



企業紹介

中野区で創業30年。
 相続不動産に関するご相談を税理士・司法書士と一緒にワンストップでお応えします。

あおやまいっぴん なかのさかうてん 青山一品 中野坂上店

業種：飲食業

代表者 馬 翼麗 (ま いえり)
所在地 〒164-0012
 中野区本町2丁目51-10 OKビル1F
TEL 03-5354-8238
FAX 03-5926-8252
URL <https://aoyamaippin.com>



企業紹介

おいしい本格中華をおなかいっぱい
 リーズナブルな価格で！
 広い店内は個室完備。
 貸切予約も承っております。

かぶしきがいしゃ けんどう すびりっと 株式会社 Kendo Spirit

業種：観光業（文化体験型インバウンド観光サービス）

代表者 海野 大地 (うみの だいち)
所在地 〒165-0032
 東京都中野区鷺宮6-3-6
TEL 080-4398-3171
FAX なし
URL <https://kendospirit.jp>



企業紹介

外国人向け本格剣道体験を通し、
 日本の精神「武士道」を世界へ
 発信。日本文化を共に広げていきましょう。

かぶしきがいしゃ こみね 株式会社 コミネ

業種：飲食業・サービス業

代表者 小峰 健太郎 (こみね けんたろう)
所在地 〒164-0003
 中野区東中野3-1-18
TEL 03-3361-3014
FAX 03-3360-7417
URL <http://arwrk.net/recruit/komine>



企業紹介

東中野、方南町、赤羽橋に3店舗のドトールを運営する法人です。
 コンビニやスーパー、病院と同じように、ドトールも、街の人々の毎日の暮らしにとってなくてはならない場所だと考えています。私たちは東中野に創業して35年、拡大よりも、縁のあった街に深く根を伸ばすことを大切にしてきました。